

# 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

武蔵野市では、保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援学級に通うお子さんの通学費や学用品費・給食費等の補助事業を実施しています。受給を希望される方は、申請書にご記入のうえ、申請用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函してください。

## 1. 対象となる世帯

以下の①②のいずれかに該当する、市内在住の世帯が対象です

①特別支援学級に在籍する児童・生徒のいる世帯

②通常の学級に通う学校教育法施行令第22条の3（裏面参照）に規定する障害の程度に該当する児童・生徒のいる世帯

※生活保護受給世帯・就学援助費の受給世帯は対象外です。

※児童福祉施設等に入所している場合は措置費で支給されない場合のみ対象となります。

## 2. 支給対象となる費用

支給費目（学年）	支給額	支給に伴う所得制限
・学用品費（全学年）	小学校 5,820円（年額） 中学校 11,370円（年額）	所得制限があります ※下表をご参照ください。
・新入学学用品費（小1・中1）	小学校 25,555円（年額） 中学校 28,990円（年額）	
・校外活動費（全学年） ・移動教室費（小6） ・修学旅行費（中3） ・給食費（全学年） ・体育実技用具費（剣道・柔道）（中学生）	実費の半額	
・職場実習交通費（中学生） ・交流学习交通費（全学年）	実費の全額	
・通学費（全学年）	実費の全額	所得制限はありません

\*「実費」とは学校からの報告に基づき、教育委員会で必要と認める額

\*通学費については、経済的・合理的な方法で通学した場合の通学費を支給します。公共交通機関利用分のみ対象となります。

### ※【学用品費・給食費等の支給に伴う年間所得基準額の例】

世帯人員は、前年（令和2年）の12月31日時点の世帯員で判定します。基準額は世帯人数と年齢によって世帯ごとに異なります。

世帯構成の例	世帯所得合計	世帯構成の例	世帯所得合計
夫婦（40歳）、小1	約550万円以下	夫婦（40歳）、幼児、小1	約640万円以下
夫婦（40歳）、小1、中1	約710万円以下	親1人（40歳）、小1	約410万円以下
夫婦（40歳）、小1、小4、中1	約840万円以下	親1人（40歳）、小1、中1	約580万円以下

年間所得とは？

・給与所得者の場合…源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「社会保険料全額、生命保険料・損害保険料（限度額有）」を控除した金額。

・事業所得者の場合…「収入から必要経費を差し引いた金額」から「社会保険料全額、生命保険料・損害保険料（限度額有）」を控除した金額。

## 3. 申請方法・提出先

「特別支援教育就学奨励費受給申請書」に記入・押印のうえ、**7月30日（金曜日）**までに、申請用封筒（切手不要）に入れ、ポストに投函してください。

通学費の支給を希望する場合は「通学費補助受給資格認定申請書」もご提出ください。

※定期券利用の場合は、区間・有効期限・購入金額のわかる資料を添付してください。

判定結果は、後日郵送にて送付します。認定された場合は、年2回（11月中旬、翌年度4月中旬）、支給対象となる費用をご指定の銀行口座に振り込みます。

<問い合わせ先>

武蔵野市教育委員会 教育支援課 学務係

電話：0422（60）1900

※学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇.三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六十デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。